

令和6年度第2回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和6年度第2回定例松本市教育委員会会議録

令和6年度第2回定例松本市教育委員会が令和6年5月23日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和6年5月23日（木）

議 事 日 程

令和6年5月23日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則の改正及び特定個人情報等取扱に係る要領等の制定について
- 第3号 指導上の措置について【非公開】
- 第4号 松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第5号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
- 第6号 史跡小笠原氏城跡整備委員会の設置について
- 第7号 松本市博物館協議会への諮問について【非公開】

[報告]

- 第1号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について
- 第2号 青少年のひきこもり対策事業の実施結果について
- 第3号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第4号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業について
- 第5号 高綱中学校における事故について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	佐 藤 佳 子
//	春 原 啓 子
//	福 澤 崇 浩

〔出席職員〕

教 育 次 長	赤 羽 志 穂
教 育 監	坂 口 俊 樹
教育政策課長	小 西 え み
学校教育課長	清 沢 卓 子
学校施設担当課長	西 澤 弘
学校給食課長	百 瀬 功 三
生涯学習課長 兼	
中央公民館長	廣 田 圭 男
文化財課長	田多井 用 章
文化財課課長	
（西部4地区担当）	遠 藤 守
青少年ホ一ム所長	永 井 康太郎
博物館事業担当係長	山 村 里 佳
博物館庶務担当係長	柳 本 真 里
学校施設担当主任	市 川 賢

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	降 籟 基
教育政策担当係長	伏 見 宏 美

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和6年度第2回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、定刻になりましたので、第2回定例教育委員会を始めます。

先日、博物館で開催中の「戸田家臣団」の特別展を見に行ってきました。

松本藩の歴史の中で、戸田家が治めていた時代が半分以上で一番長く、戸田家は一番全国を渡り歩いた殿様なのだそうで、引っ越した先でいろいろな人材を登用して、最後に松本に来たので、全国の多種多様な人材が松本藩を形成していたという話がありました。

松本は今、多様性を大事にしていこうと掲げていますけれども、松本の人は割と新しい物好きというか、伝統は大事にしつつも伝統を壊しているいろいろなことに取り組みられています。もしかしたらそういうDNAが流れているのかもしれないということを考えました。とても良い展覧会だと思いますので、ぜひ皆さんお越しいただければと思います。

それでは令和5年度の第12回の定例教育委員会の会議録について、承認ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、春原委員と福澤委員にお願いします。

案件は、議案7件、報告5件となります。このうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして非公開としたい案件がありますので、お諮りいたします。

まず、議案第1号と第4号は人事案件のため、議案第3号は個人情報を含むため、そして議案第7号は、市内部における検討、協議に関する情報であり、公開することにより率直な意見交換や市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるということで非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、この4件は最後に協議をすることといたします。

<議案第2号> 松本市教育委員会個人番号の利用に関する条例施行規則の改正及び特定個人情報等取扱に係る要領等の制定について

学校教育課長 説明

教育長 ただいまの説明に対して、何かご質問はありますか。

今後こういったことが進むにつれて、学校の手続きのデジタル化も進んでいくかと思えます。

今回、特別支援教育就学奨励費の支給対象に私立学校を加え、一步改善されたという趣旨も踏まえていますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第2号については、了承としたいと思います。

<議案第5号> 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

文化財課課長（西部4地区担当） 説明

教育長 何かご質問、ご意見ありますか。

小柳委員 文化庁の長官が管理団体を指定するのですね。

文化財課課長 はい。文化庁から松本市が指定される予定です。

教育長 指定されたら、すぐにその管理団体としての事務を行えるように、あらかじめ規則を改正して、施行日をその指定を受けた日にしたいということですね。

文化財課課長 施行日がはっきりしませんので、先立ってお諮りしているということです。

教育長 文化財の保護に関することは、地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律では教育委員会の職務権限とされていますが、最終的な決定権限は教育委員会に残しつつ、その事務を違う団体に補助的に執行させることを補助執行と言います。例えば、幼稚園の管理監督に関する事務は、教育委員会が最終的な権限を持っていますが、松本市ではこども部に補助執行させています。

それでは、よろしいですか。

議案第5号についても承認としたいと思います。

<議案第6号> 史跡小笠原氏城跡整備委員会の設置について

文化財課長 説明

教育長 ご質問ありますでしょうか。

小柳委員 任期についてですが、小笠原氏城跡の整備を行う委員会ということで、2年と言わず、もう少し長い年数を委嘱することはできないのでしょうか。

文化財課長 整備基本計画自体は10年を一つの区切りとしていますが、この整備自体はこれからかなり長い年月、10年以上かけていくものになるかと思います。そういった中で、任期は2年と定めさせていただいて、ただし再任は妨げないという形で、できるだけ継続性を持ったご指導をいただける形で進めてまいりたいと思っております。

小柳委員 大体どの委員会も1期2年ですが、継続性をもってやろうとするなら5～6年という長期にわたって委嘱することができないのかということをお聞きしたいです。2年で交代すると継続性は本当に保てるのかなと思います。仮に5年間の任期として途中で都合により退任された場合は、残任期間を次の方がということなら分かるのですが、この整備事業に照らすと2年は短いのではないかという印象です。

教育長 松本市の附属機関等の設置等に関する要綱では、何か上限の規定がありましたか。

教育政策担当係長 特に1期を何年としなければならないという定めはありませんが、委員の在任期間等は、就任時3期又は6年を超えないものとする定められています。

教育長 3期または6年と定められているので、どの附属機関も概ね2年ぐらいの任期になっているのかなと思います。

長くお願いできる方もいますが、例えば公務員とか大学の先生の場合、「5年先にいるか分からない」と言われることも考えられると思うので、概ね2年で必要に応じて継続をするということが慣例的に行われてきたのかなと思います。ただ、文化財の場合は、結構継続していただく方が多いですね。

文化財課長 そうですね。松本城の委員会も10年以上委員をなさっている方々もいらっしゃいます。これからお願いする先生方につきましても、全国的に見ても専門的な知識を有する方や広く知られている方も含まれておりますので、長期間の整備になることを前提にしながら、できるだけ継続したご指導をいただけるよ

うにお願いしてまいりたいと考えております。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第6号については承認としたいと思います。

<報告第1号> 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

学校給食課長 説明

教育長 ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

小柳委員 松本市PTA連合会はPTA関係を代表してということだと思っておりますが、
今後は、必ずしも全ての学校が市のPTA連合会を構成していないことを踏ま
えておいたほうが良いと思いました。

学校給食課長 分かりました。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それでは、報告第1号は承認としたいと思います。

<報告第2号> 青少年のひきこもり対策事業の実施結果について

生涯学習課長 説明

教育長 それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見ありますか。

春原委員 令和5年度実績の参加者数の合計は219人ですが、想定していた数を上回
っているのでしょうか。

青少年ホーム所長 結構上回りました。特に1回目と2回目はオンラインでも参加を募集し
たので多くなったのではないかと思います。本当に大勢の方にご参加いただき
驚きました。

春原委員 令和6年度の開催予定もありますが、昨年度の実態や成果も含めて今年度
につなげていただければありがたいと思います。

保護者や学校ともつながりを持って、良い方法をとりながら、お願いしたい
と思います。

教育長 例えば、健康福祉部が行う講座は、入口が限定されてしまう印象になりがち
ですが、青少年ホームという生涯学習の分野が行うことで、広く気軽に幅広く
参加していただいている気もします。引き続き充実した会になるように取
り組んでもらえたらと思います。貴重な取組みだと思っておりますので、よろしくお願

します。

では、報告の第2号については承認したいと思います。

<報告第3号> まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

文化財課長 説明

教育長 何かご質問ありますでしょうか。

福澤委員 この協議会は、年に何回ぐらい、どのようなことをしているのでしょうか。

文化財課長 年に2回程度開催しており、まつもと文化遺産の認定が大きなものになると
思います。これまで8件のまつもと文化遺産を認定しており、認定後は補助金
の交付をしながら活動していただいています。活動の定期的な検証や報告を
いただいています。

教育長 まつもと文化遺産は松本独自の取組みなので、大切にしていきたいと思
います。

それでは、報告第3号についても承認とします。

<報告第4号> 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業について

文化財課課長（西部4地区担当） 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員 「5 保存整備事業内容」に保存活用推進支援を委託したとありますが、具
体的にどのようなことなのかということと、「6 今後の取組み」で、「白骨
温泉まちづくり委員会を通じて、地元と連携していきます」とありますが、具
体的な連携内容を教えていただければと思います。

文化財課課長 まず、保存活用推進支援の委託ですが、一つは「(3) ソフト事業」の支援を
していただきました。特に観光案内所の球状石灰石の展示の整備をしていただ
き、リーフレットや解説動画の制作もお手伝いいただきました。

また、観察デッキは噴湯丘の上に直接設置するというので、文化庁などか
ら文化財としての噴湯丘を傷つけないような工法をご指導いただいたのですが、
実際に施工業者が工事を行うに当たって、それが守られるよう管理をしてい
ただきました。

2点目の、白骨温泉まちづくり委員会との連携については、6月17日に見

学会を予定しており、申込み開始からわずか10分で定員に達してしまいましたが、11月にも見学会を予定したいと思います。

それとは別に、地元の旅館や地元を拠点とするガイドさんに、ぜひここを使っているいろいろと案内していただきたいということで、委員会を通して情報交換をしていきたいと思います。

教育長 指定年月日のところで説明がありましたが、同じ天然記念物でも「特別」と付くと、建造物でいえば国宝級ですが、ここは上高地に先立って、昭和27年に特別天然記念物に指定されました。でも、その後ずっと埋もれていたものを、新たに調査をして今回きちんと整備しました。私も最初に現地へ行きましたが、この表紙の場所は、コケや木がたくさん生えているただの林でした。

文化財課課長 私も現地に行って、作業員としてコケを一枚一枚剥いてきましたので、ご覧いただければと思います。

教育長 もし機会があったら、またご覧いただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号について承認いたします。ありがとうございました。

<報告第5号> 高綱中学校における事故について

学校施設担当課長 まず、昨年度除草ガイドラインを作成して、事前の養生や連絡を行って事故を起こさないように徹底していましたが、今回このような事故を起こしてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

今後、さらなる対策をして、二度と事故が起こらないように努めたいと思います。

それでは説明させていただきます。

学校施設担当課長 説明

教育長 本当に大変残念な事故が起きてしまいました。どうぞ、どこからでも結構です。ご意見、ご質問ございましたらお話しください。

佐藤委員 車両の窓ガラスが割れる事故が一昨年度からずっと続いています。今回は車両までの距離は確かにありますが、平日はこの近くの渡り廊下を人が通ることも想定されるのかなと思うと、今後、人身事故が起きる可能性もあるのではないかと思います。

以前も岡田小学校で、道の向こうのお宅の車に当たった事故がありましたが、その道を誰か人が歩行していたらと思うと、やはり距離だけの問題ではなく、対策は十分にとる必要があると改めて今回思いました。

学校施設担当課長　今回は距離も約9メートルと短いので、最初に作業にかかるときに車が停まっていたら、そこで作業をやめるべきだったと思います。経験則でやってしまったということなので、その辺の意識改革を何とかしていきたいと思っています。

教育長　この日は、この時間なら生徒が周辺を通る可能性がないので作業しても良いと、校長が一定の配慮をして行っていました。

本人に聞きましたら、柔剣道場の左側を作業してきて、自分の目で見たとときは、柔剣道場の壁で車が見えない状態だったので大丈夫だろうと作業していたけれど、草刈りの柄の長さが自分の目線よりも1メートルほど先にあるので、その先から飛んでいったところに車がありぶつかってしまった、盲点だったということなのですが、そもそも初めの時点で車があったら移動してもらえばこのようなことにはなりませんでした。マニュアルを幾ら整えても、経験則でやってはいけないと反省をしていました。

小柳委員　このときに窓ガラス以外の車体などに当たっていないかについては確認しましたか。

学校施設担当課長　そのときに現場に行きまして、実際に損傷部分をお互いに確認して修理に出しております。

春原委員　昨年も同様の事故が起こっています。年度初めに、全職員での申し合わせ事項の確認を改めて徹底させることが必要だと思います。

ただし、今回のような作業中の物損事故は、都度、安全対策を心掛ければ万全であると言えるものでもないと思います。「4 今後の対応」にあるように、作業前の実地研修によって確認をした上で作業を始めるということだと思います。

福澤委員　去年あれだけ言ったのに、またかというのが正直なところです。

ほとんどの学校施設管理担当職員はきちんと作業していらっしゃる中で、またこうやって大丈夫だと判断をしてしまうのは、危機管理意識が低過ぎるのではないかと思います。これだけ事あるごとに集めて話をしているのに事故が起

きると、これから何をしたらいいのだろうかというのが正直なところです。

もう草は刈らないとか、極論になってしまうのではないかという気がします。

学校施設担当課長 やはりどうしても職員の意識の問題になってくると思います。ガイドラインに方法は書いてありますが、同じ現場を見たときに、Aという職員はやらない、Bという職員はやる、という差があると思いますので、実際にみんなで現場に集まって、この現場だったらやるのかやらないのか、どういう養生をするのかなどを話し合ってもらって、現場に対する職員のレベルの統一を図っていきたいと思っています。意識を少しでも変えていければと思っています。

福澤委員 例えば、市が業者さんに委託する仕事だったら、必ず養生しなさいという条件を付けて出した場合、業者は守ると思うのですが、そこまでやっても職員が守らない場合はどうすれば良いのでしょうか。

教育長 本当に、それが一般市民の方の感覚だと思います。それなら学校施設管理をプロの業者に委託したほうが良いと言われても仕方がない状況だと思います。

加えて、今回はベテラン職員が起こしてしまったということが本当に深刻な事態だと思っています。

本人と直接1時間にわたって話をしました。どうして車を動かさなかったのかななどを一個一個点検して振り返ってもらったのですが、マニュアルに書いてある基本的なことを大丈夫だろうとスルーしてしまっていることを、本人もかなり反省をして、自己弁償したいとまで言っていました。ですが、そのことよりも、正規職員は指導してもらわなければいけない立場にあるので、とにかく二度と起こらないように、自分の経験や反省をほかの職員の皆さんに共有してくださいと話しました。

佐藤委員 石が飛びづらい刈払機は、あまり効率的でなかったり、価格が高かったりするのでしょうか。今回のタイプというのはどういうタイプの刈払機なのでしょうか。

学校施設担当課長 今までナイロンの刈払機で作業していたのですが、ナイロンよりチップソーのほうが飛びづらく、今回はチップソーという刃のタイプで作業していたので、少し改善はされていました。チップソーのほうが値段は少し高いのですが、今後はチップソーを使うことを徹底していきたいと思っています。

佐藤委員 この作業はご本人の危険も伴うと思います。慣れていない、対策をとって

ない者が行くと労災にもつながりやすいですし、ここまで事故が続くと、この作業自体に課題があるのかなと思います。

小柳委員　　これまで行ってきた自身の成功経験を基に判断して作業することは大事だと思っています。ただ、過去に成功したから毎回成功するとは限らないので、マニュアルに立ち返ってやっていくということが大切だと思います。一つ一つやっっていかなければいけない気がします。

教育長　　皆さんに集まってもらって、本人から事故について報告したときの様子で、気づいた点はありましたか。

学校施設担当課長　一人ずつどうしたら良いか意見を言っていた中では、校長先生や教頭先生に言って安全を再確認してやるとか、スローガンや看板を掲げるという意見もありました。

教育長　　皆さんからどんな意見が出ていましたか。

学校施設担当主任　正規職員を緊急招集して、今回の事故について検証と対策を検討しましたが、養生対策は必要なことと分かっているもやはり手間に感じてしまうというのが正直な意見ではありました。作業の最中に車が来て停まったときに、一旦作業をやめて、養生シートを取りにいった、ひもでセットするのが大変だという意見があったのですが、「そういう場合は作業を続けたい」と意識を改革する必要があることは、全員で確認できたと思っています。

小柳委員　　例えば、高綱と芝沢のお二人がペアを組むとか、高綱と芝沢と島立の三人で協力するということはできないのでしょうか。

学校施設担当主任　今も何校かごとにブロックが決まっています、その中でお互いに協力し合っていて、今おっしゃったように三人で行って作業することはあります。

教育長　　でも、このときは一人ですね。

学校施設担当課長　このときはそうです。

教育長　　一昨年からの経過を見て、とにかく緊急事態だという意識で臨んでいただきたい、その一言に尽きると思います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号は承認させていただくことといたします。

それでは、非公開の案件に移りたいと思います。

<議案第1号> 松本市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第3号> 指導上の措置について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第4号> 松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第7号> 松本市博物館協議会への諮問について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

≪閉会宣言≫

伊佐治教育長は、令和6年度第2回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時24分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

伏見 宏美

会 議 録 署 名 委 員

春原 啓子

福澤 崇浩
